

# ケアハウスハッピーオーシャン運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人京福会が開設するケアハウスハッピーオーシャン（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（指定介護予防特定施設入居者生活介護にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウスハッピーオーシャン
- (2) 所在地 栃木県那須塩原市塩野崎新田1番1号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名  
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 2名 以上  
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (4) 介護職員 11名 以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、利用者の心身の状況を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 入居定員 60人

(2) 居室数 48室(個室)

12室(コネクティングルーム)

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 生活指導(相談援助等)

(2) 機能訓練(日常生活訓練)

(3) 介護サービス

(4) 健康状態の確認

(5) 食事の提供

(6) 夜間看護体制

(7) 医療機関連携体制

(8) その他利用に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 利用料については次のとおりとする。事業を提供した時の利用料の額は厚生労働大臣が定める介護報酬上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が、法的代理受領サービスである時は、その1割から3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 その他の費用の内容は次のとおりとする。

(1) 買物代行

(2) 洗濯代

(3) 通院介助(協力病院以外への通院)

(4) おむつ代

(5) 外出行事の参加費など

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(利用者が静養室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 一時的に24時間の介護が必要になった場合は、医師、看護師、施設側の意見及びご本人の意見を踏まえ、身元引受人の意見を確認した上で静養室において介護する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、特定施設入居者生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

- 2 機能訓練室を利用する際には機能訓練指導員の指導を受けなければならない。
- 3 浴室を利用する際には1人での入浴を禁止する。
- 4 利用中は、当事業所の規則を遵守することとし、もし他の利用者及び従業者に危害を加えたり迷惑を及ぼすことがあったときは利用を中止していただくことがある。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び協力医療機関に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。管理者は、防火管理者を選任する。

- 2 防火管理者は、定期的に消防用具の設備、救出用設備を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、毎年5月及び11月に避難及び救出その他の必要な訓練を行なう。

(秘密保持等)

第12条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。その他、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第17条 施設は、従業者の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年12回

- 2 利用者が使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずる。
- 4 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人京福会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 この規程の改廃は理事会において定める。

付則

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。